

令和4年第15回教育委員会議事録

令和4年9月7日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和4年9月7日(水) 午後2時00分～午後2時34分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 白石 高士 委員 對馬 初音
委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子

出席説明員 事務局次長 齊藤 俊朗 教育政策担当部長 大島 晃
生涯学習担当部長 教育人事企画課長
庶務課長 村野 貴弘 学務課長 松下 美穂子
学校ICT担当課長
特別支援教育課長 正富 富士夫 生涯学習推進課長 本橋 宏己
就学前教育支援センター所長
済美教育センター 佐藤 正明 済美教育センター 加藤 則之
所 長 統括指導主事
中央図書館長 原田 洋一

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司
担当書記 松尾 菜美子

傍聴者 1名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第60号 杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則
(区長からの協議)
- 議案第61号 (仮称) 杉並区立高円寺図書館等複合施設建設建築工事
の請負契約の締結について
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第62号 (仮称) 杉並区立高円寺図書館等複合施設建設電気設備
工事の請負契約の締結について
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第63号 (仮称) 杉並区立高円寺図書館等複合施設建設給排水衛
生設備工事の請合契約の締結について
(区議会提出議案に関する意見聴取)

(報告事項)

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する区立学校の取組等について

目次

議案

- 議案第60号 杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する
規則（区長からの協議）・・・・・・・・・・・・・10
- 議案第61号 （仮称）杉並区立高円寺図書館等複合施設建設
建築工事の請負契約の締結について
（区議会提出議案に関する意見聴取）・・・・・・・・・・・・・11
- 議案第62号 （仮称）杉並区立高円寺図書館等複合施設建設
電気設備工事の請負契約の締結について
（区議会提出議案に関する意見聴取）・・・・・・・・・・・・・11
- 議案第63号 （仮称）杉並区立高円寺図書館等複合施設建設
給排水衛生設備工事の請合契約の締結について
（区議会提出議案に関する意見聴取）・・・・・・・・・・・・・11

報告事項

- （1）新型コロナウイルス感染症に関する区立学校の取組
等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

教育長 ただいまから、令和4年第15回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は折井委員から欠席の旨の連絡を受けておりますが、定足数を満たしてしておりますので、ここまま会議を進めます。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案4件、報告事項1件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議題に入りますが、議案第60号につきましては、「杉並区立子供園条例施行規則」第17条の規定に基づく区長からの協議案件として、また議案第61号から63号につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として意思形成過程上の案件となっております。

従いまして、議案第60号から63号の審議につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条7項の規定により、非公開としたいと思いますが、特にございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議ございませんので、そのようにいたします。

それでは、まず報告事項の聴取を行います。事務局よりお願いいたします。

庶務課長 それでは報告事項1番「新型コロナウイルス感染症に関する公立学校の取組等について」、学務課長からご説明をいたします。

学務課長 それでは私から「新型コロナウイルス感染症に関する区立学校の取組等について」、ご報告をさせていただきます。

今回は前回ご報告いたしました5月以降の主な取組等についてご報告いたします。

まず児童・生徒、教員の感染状況でございます。感染者数ですけれども、資料の方には8月31日現在の人数をお示ししておりますけれども、昨日9月6日現在の感染者数については、小学生で2,377名、中学生で624名、教員で167名ということになっております。

次に、(2)の特記事項といたしまして、この間の感染数でございま

すけれども、児童生徒の感染者数は7月初旬から増え始めまして、7月中旬には急増し、1日119件をピークに減少に転じております。

感染経路につきましては、感染経路不明が6割程度、家庭内感染が3割程度ということで、これまでと同程度の割合を示しておりました。

また、感染者の多くは新規感染者でございましたけれども、4月以降に2回感染した事例という報告が6件。資料では6件なんですけど、この後にもう1件ございまして、合計7件となりました。変異株による再感染の可能性ということも考えられるかと思えます。

続いて臨時休業の対応ですけれども、5月以降、1学期末までの臨時休業の状況ですけれども、学級閉鎖した学校数及び学級数については、小学校で23校37学級、中学校で5校6学級の学級閉鎖となっております。なお、1学期末時点はこのような状況なんですけれども、2学期に入ってから、小学校1校で3学級と特別支援学級1学級が学級閉鎖というふうになっております。

次に、2番の2学期以降の対応についてでございます。

こちらは、国による濃厚接触者の行動制限の見直しですとか、文科省の方でガイドラインの改定が行われましたので、そういったことを踏まえて対応の方を少し変更しております。

まず、濃厚接触者の待機期間の短縮についてでございますけれども、待機期間は感染者との最終接触日の翌日から5日間（6日目解除）というふうに短縮をしております。

また、無症状で2日目、3日目に抗原定性検査キットで「陰性」を確認した場合には、3日目から解除を可能としております。ただし、一定の発症リスクが残存することから、7日間が経過するまでは、高齢者ですとか、基礎疾患をお持ちの方といったハイリスク者との接触ですとか、そういった方がお過ごしになっている施設への不要不急の訪問、それから会食等を避けていただいて、マスクを着用するといった感染対策を行うように指導をお願いしているところでございます。

続いて、(2)学校における濃厚接触者の特定についてでございます。感染者が発生した場合には、校内での濃厚接触にあたる教育活動の有無について学校長が判断を行うといったことをしていただいておりますけれども、こちらについては変更はなく、ただ同一の学級ですとか、部活動といった同一の集団活動の中で、集団感染が発生した場合には、何ら

かの感染拡大の要因が疑われるということで、必要に応じて学務課に配属されている保健師の方で学校調査を行うという形にしております。

続いて（３）臨時休業の判断についてでございますけれども、こちらも基本的な考え方というのは変わっておりません。資料の①から④にありますような状況がありましたら、学級閉鎖ということを学校・学校医・教育委員会・保健所で協議をして判断をするということになっております。

ただし、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合でも、その児童生徒の間で感染経路に関連がない場合ですとか、学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合には、学級閉鎖を行う必要はないといったところを今回、ガイドラインに基づいて、注意点として明記させていただきました。

また、学級閉鎖の日数については、５日間というふうな書き方になっていたんですけれども、今回ガイドラインの中で５日間を目安としまして、未受診の風邪等の症状を有する方は、検査をして陰性が確認できた場合などには、この期間を短縮することができるなどの柔軟な対応ができるというように変更させていただいております。

私から以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。

久保田委員 ２学期が始まりまして、各学校それほど大きな感染の広がりもなく、スタートできたようなというふうに伺っております。それは本当に嬉しいなと思っております。今この臨時休業についていうと、一昨年までのインフルエンザの場合には、学校及び学校医の判断でほとんど進められてきたなというふうに思っております。それがコロナ禍に入り、最初の頃はやはり学務課も含めて、かなり臨時休業については相談しながらやってきたということも今思い出したところです。

最近の流れとしては、やはり学校及び学校医の判断で臨時休業の方を決定していき、教育委員会、学務課へは報告という形で、絡んでくるのかなというふうに思っておりますが、その辺の現状についてが１つと。

また、この間何らかの問題点等は、無ければないでいいと思いますし、ありましたら、教えていただきたいと思います。

学務課長 委員のおっしゃるとおり、最初の頃には学校と学校医だけでは

なくて、学務課の方もかなり相談に乗るような形で対応させていただいたところなんですけれども、現在では学校と学校医の間でまずは判断をしていただいて、その結果についてご報告をいただく中で、学級閉鎖をしっかりとやった方がいいんじゃないかとか、そこまでやる必要はないんじゃないかというようなことがある時には、学務課の方で少しご相談に乗るといような対応をさせていただいているところです。

問題点としましては、今は学校長の方でもかなりしっかりと対応していただけるので、特に大きなものというのをございませんけれども、やはり学校医の先生ですとか、学校長によっても少し判断に差があるところはあるかと思えますので、そういった場合には先ほど申し上げた通り、学務課の方で、少しそこまでの必要がないんじゃないかとか、そういったことをお話をさせていただいているといった状況でございませす。

對馬委員 2月期が始まってまだ暑い中で、朝ちょっと犬の散歩してたら、マスクを外して登校している子も結構いっぱいいて、でもおしゃべりもしないで、ちゃんとお利口に登校しているなどは思いました。

ここにある無症状の方の場合、抗原定性検査キットというもので「陰性」を確認した場合には、解除が可能となるとのことですが、これは学校の方から配られたりとかそういうものなののでしょうか。それとも個人で準備をするというものなのでしょうか。

学務課長 こちらは、申し訳ありません。個人でご用意いただくということになります。ただ教員の場合には東京都で定期的に検査をする抗原検査キットを配布するという事業がございまして、そちらの方をお使いいただいている学校については、この抗原検査キット使って検査をすることが可能となっております。

對馬委員 ありがとうございます。

もう1つ学級閉鎖が今も残念ながら出ている学校もあるということですが、この学級閉鎖中、あるいはそれ以外でもオンラインによる対応というのは今どのぐらいできているのか、教えていただければと思います。

統括指導主事（加藤） ほとんどの学校がオンラインの対応については、授業配信ですとか、課題の配信ということで一人1台タブレット端末を活用して、実施ができているところがございます。

對馬委員 ありがとうございます。

先日も家族で話をする時に、やっぱり学校って何日も休んじゃうとほんとついていけなくなっちゃうから、やんなっちゃうねっていうようなことを子どもが言ってました。特に中学校だと特に分からなくなっちゃうっていうことだったので、やっぱり安心して休めると言ったら変ですけども、具合が悪くない時に、やっぱりみんなと同じことができてるって思うことは大事な事かなと思いますので、大変だと思いますけど、是非よろしくお願いします。

庶務課長 はいお願いいたします。

伊井委員 對馬委員がおっしゃったように、休んでる間の学習に関しては、後日何らかの形で様子を見ながらフォローしてもらおう。体調によってそのオンラインに臨めるかどうかっていうのも、お子さんによって、症状によって違うと思うので、その辺りは十分にご配慮いただけたらいいのかなと思います。

先生にしる児童生徒の方々にしろ、今はもうだいぶコロナ禍に入ってから時間も経っているのですが、り患したことによっての、なんかこう課題みたいなもの、誤解があったりとか、そもそも子どもの心にどういうふうに影を落としているのか、ちょっと気になるところなんですけれども、何か事例など、もし分かりましたら結構ですので、教えていただければと思います。

統括指導主事（加藤） 明確な根拠ですとか、データというわけではないのですが、昨日区内の小中学校の生活指導主任の教員が一堂に会した生活指導主任会を開催しました。その中で、いじめの問題に関する話の中で、人間関係がなかなか希薄といいますか、築きにくいということからの、いじめをした側が、なんと申しますか、相手に対して、特に深い思いや理由もなく、そういった行為をしてしまうような、そういうケースが見られるという話が一部の生活指導主任からはありました。

やはりコロナ禍であっても、子どもたちが良好な人間関係を築いていけるように、オンラインですとか、いろんな方法がありますし、学校生活の中で直接の対面ですとか、体験的な活動ですとか、そういうものを含めて、子どもたちの関係性が築かれるようになればいいかな、そんな話を生活指導主任としたところでございます。

伊井委員 ありがとうございます。

そういう集りをしてらっしゃるといことも、とても心強く思いますし、本当に今まで経験したことの無い状況だったと思うので、先生方もそれからいろんな関係者の方々も大変だと思いますし、子どもたち自体も本当に今後どういうふうに影響が及ぶのかなと思います。細心の心遣いを頂いて、進めていただけるように配慮をいただければと思います。ありがとうございます。大変かと思いますが、よろしく願いいたします。

教育長 この報告は5月以降ということでしたので、6、7、8と3か月あります。

今回の第6波を見ると、たぶん5月、6月ってそんなでもなくて、7月ぐらいから8月にかけてが非常に多かったんじゃないかなというふうに思っています。そこで2つお伺いしたいのが、まずこれだけ子どもや教員がかかっている中で、重症化したケースという報告があったかというのが1つ。

もう1つ、1学期の特に6月から7月にかけて、修学旅行や移動教室が確かあったと思うんですが、それから2学期ももう始まっていると思うんですけど、その実施状況。例えば、もう中止したとか、延期したという学校があるのか、その辺りについて分かったことがあればお教えください。

学務課長 まず1点目の重症化したケースについてですけれども、こちらについては報告は受けておりませんので、入院したケースとかもございませんでしたので、重症化はないかというふうに考えております。

また、移動教室と修学旅行の実施状況ですけれども、ちょうど感染の波が出てきたくらいの時期まで、1学期は実施をしておりましたけれども、その間特に延期ですとか、中止といったことはなく実施をしておまして、特にその中で感染が発生して、クラスターになってしまったとかそういったこともなく実施ができています。

2学期に入ってから、少し感染者が多い中での修学旅行、移動教室の実施になっておまして、ちょうど今行っている学校で、1事例、発熱して、これから保護者の方が迎えに行ってくださいという、ちょうど昨日聞いておりますけれども、それ以外は今のところ特に大きなそういったコロナでのご報告というのは受けておりません。

教育長 ありがとうございます。

庶務課長 他にご意見等によろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項1番につきましては、以上とさせていただきます。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしました通り、ここからは非公開で審議をさせていただきます。

その前に庶務課長、連絡事項がありましたらお願いします。

庶務課長 今後の教育委員会の開催予定についてですが、9月28日水曜日、午後2時から定例会を開催いたします。

どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

教育長 それでは改めまして、議案の審議を行います。

庶務課長お願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第60号、区長からの協議案件となります、「杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、私からご説明させていただきます。

旧杉並第四小学校跡地の施設が整備され、同施設の北側校舎で運営をしている「高円寺北子供園」が南側校舎へ移転し、令和5年4月から「3年保育」に拡充することとなりました。

このことに伴いまして、高円寺北子供園の3歳児学級の定員を定める等の必要があるため、規則を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、ご説明いたします。

議案を2枚おめくりいただきまして、「新旧対照表」をご覧ください。

別表におきまして、「杉並区立高円寺北子供園」の定員を93人に改め、学級編制に3歳児学級1学級を加え、その定員を23人とするものでございます。

また、第8条及び別表におきましては、用語の整理を行うものでございます。

1枚お戻りいただき、議案の2枚目をご覧ください。

「施行期日」でございますが、一部の規定を除きまして、令和5年4月1日としてございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は、省略させていただきます。

それでは、ただ今の説明につきまして、ご意見・ご質問等がございま

したらお願いいたします。

伊井委員 これはいわゆる年少さんが増えるという形と考えてよろしいでしょうか。

庶務課長 はい、3歳児学級が増えて、これで子供園全てが3歳児学級がそろうということになります。

伊井委員 保育する方の配置とか、やはり増やしていただけるんですか。

就学前支援教育センター所長 はい。増やします。

伊井委員 子どもたちの学びが広がるといいなと思います。保護者の方々からも期待というのもあると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

庶務課長 他にご意見等はいらっしゃるでしょうか。

對馬委員 これは子供園ということですので、この23人の中に長時間の子と、短時間の子が含まれて23名というふうに理解していいですか。

就学前支援教育センター所長 はい。その通りでございます。

庶務課長 他にご意見等はよろしいでしょうか。

それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第60号につきましては、原案のとおり可決してございませんか。

(「異議なし」の声)

異議ございませんので、議案第60号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、区議会提出議案に関する意見聴取案件となります、(仮称)杉並区立高円寺図書館等複合施設建設の工事にかかる契約案件について関連がありますので、日程第2、議案第61号「(仮称)杉並区立高円寺図書館等複合施設建設建築工事の請負契約の締結について」、日程第3、議案第62号「(仮称)仮称杉並区立高円寺図書館等複合施設建設電気設備工事の請負契約の締結について」、日程第4、議案第63号「(仮称)杉並区立高円寺図書館等複合施設建設給排水衛生設備工事の請負契約の締結について」、以上、3議案を一括して上程いたします。

それでは、中央図書館長から説明いたします。

中央図書館長 それでは議案第61号、第62号、第63号につきましてご説明を申し上げます。

本件は老朽化している高円寺図書館の移転先として、旧杉並第八小学

校跡地を活用し、図書館・コミュニティふらっと、保育所、防災倉庫からなる（仮称）杉並区立高円寺図書館等複合施設を建設するものでございます。

建築工事、電気設備工事の2工事につきましては一般競争入札により落札した建設共同企業体と、給排水衛生設備工事につきましては一般競争入札により落札した単体企業と請負契約を締結するものでございます。

契約の金額、契約の相手方等につきましては、お手元の議案に記載の通りでございます。

なお、資料といたしまして、建物平面図を議案第61号に添付してございます。

資料1は「案内図」で、工事場所は杉並区高円寺南二丁目40番24号でございます。

資料2は「工事概要」でございます。

建物の構造・規模は、鉄骨鉄筋コンクリート造、地上3階、地下1階建て、敷地面積は、3,495.01㎡、建築面積は、2,049.64㎡、延床面積は、4,788.01㎡、各階面積、高さ、基礎構造等につきましては、記載の通りでございます。

資料3は「主要室の内部仕上げ」でございます。

資料4は「建物の配置図」でございます。

資料5から資料8までは各階平面図でございます。図書館は2階、3階、資料7、資料8となっております。

最後、資料9は南東側から見ました高円寺図書館複合施設の完成予想図でございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしく申し上げます。

庶務課長 それでは、ただいま説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、お願いいたします。

對馬委員 2階と3階の図書館部分外側にテラスという部分があるんですけども、これはどのように活用する予定なんですか。

中央図書館長 具体的な使い方については決めておりませんが、基本的にそのテラスでは屋外に出て、本等を読むことができるということでございます。

對馬委員 2階の子どもの、たぶん図書のコーナーだと思うんですけど、ここはカウンターは特に書いてなくて、3階のところにレファレンスコーナーと書いてあるんですけど、カウンターはなくて、1階の入り口のところに予約本コーナーというのがあったりとかするんですが、いわゆる貸出返却のカウンターというのは、この予約本コーナーの横で行われるということによろしいですか。

中央図書館長 これは2階にカウンターと書いてないんですけども、階段3の吹き抜けの横に、縦長のものがあると思うんですが、ここが貸し出しのカウンターでございます。各階で本については貸し出しができるような仕組みになってございます。

伊井委員 この最後のところの透視図と書いてある図があるんですけども、手前に残っている体育館は使用される形になりますか。

中央図書館長 はい。これは、元々杉並第八小学校にありました既存の体育館を公園施設の一部として活用いたします。

伊井委員 これってお寺は、どちら側にありますか。

中央図書館長 けっこうお寺はたくさんあるんですけども、基本的に右側、右側はもうお寺に隣接してございます。

伊井委員 はい。杉八小学校があった時に、見守られていると言うかなんていうか、すごく地域に根ざした形で、杉八小学校は学校活動をやっていたと思うんですけども、そういった学校のあった場所で、地域の方々の期待感も広がる中で今この地域の全体像ができあがりつつあると思うんですね。西永福の方にできたコミュニィふらっとでお仕事してる方に伺うと、利用者も多く、活気があるそうなんです。こちらも出来上がったなら地域の方々に、以前は学校があったということも踏まえて、その地域の方々に根差したような、いいランドマークというか、集まれる場所、そういう場所になるといいなと思います。高円寺は、阿波踊りがあったり、座・高円寺があったり、地域の方々が集う場所がたくさんあって、今後もそれが広がって行って地域の方々の活動に繋がっていくのかなという、期待感も持てる場所であると思っています。ここも前向きにご利用いただけるようないい場所になることを望んでおります。

中央図書館長 この複合施設は、もともと作る時から地域の方の意見を調整しながら、ご要望とか、いろいろなご意見を聞きながら建設設計した施設でございます。

コミュニティふらっとは、もともと多世代の交流を目的とした施設でございませう。それに加えて、今度はこの施設には地下1階に、中高生が利用できる多目的室っていうのができますので、より若い人からもちろん高齢者も含めて、ここで多くの地域の方が交流できる施設になると思っておりますし、施設側もそれに向けて頑張りたいと思っております。

伊井委員 ゆう杉並がすごくそうやって中高生の集える場所になっていて、あれが区内にもう1個できるといいよねというのは、私どもが子育てをしている間からずっと望まれていたところなので、是非そのようにいい活動をしていただけるといいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

庶務課長 他にご意見等よろしいでしょうか。はい、お願ひします。

教育長 これは業者が考えることかもしれないですけど、すごく杉八の周りにって道路が狭くて、ずっとこの工事大変だよねと言われ続けてきたんですけど、何か工夫してやるっていうことというのは何かあるんでしょうか。

中央図書館長 私もここに何回も行って、確かに本当に道が狭くてすぐ隣がご自宅みたいなんですけど、解体工事の時にもいろいろ近隣の方との調整がありました。解体工事で小さないろいろな要望、苦情はあったと聞いていますけど、特に大きなものはそれほどなかつと聞いてますので、建設工事もそういうことは配慮しながら業者の方で取り組んでくれると思っております。

庶務課長 他にご意見等よろしいでしょうか。

それではないようですので、教育長、議案の採決をお願ひいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。

議案第61号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませうか。

(「異議なし」の声)

それでは異議はございませうので、議案第61号につきましては原案のとおり可決といたします。

続きまして議案第62号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませうか。

(「異議なし」の声)

それでは異議はございませうので、議案第62号につきましては原案のと

おり可決といたします。

続きまして議案第63号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、議案第63号につきましては原案のとおり可決いたします。

それでは以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会は閉会いたします。

ありがとうございました。